

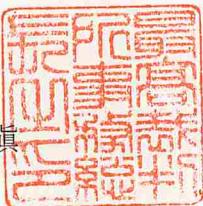
最高裁秘書第1712号

令和3年6月3日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村 慎



### 司法行政文書開示通知書

令和3年5月6日付け（同月7日受付、第030172号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

#### 1 開示する司法行政文書の名称等

昭和60年12月24日付け最高裁人能A第4号事務総長通達「裁判官以外の裁判所職員が国の用務以外の目的で外国に渡航する場合の取扱いについて」（片面で4枚）

#### 2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

裁判官以外の裁判所職員が国の用務以外の目的で外国に渡航  
する場合の取扱いについて

昭60. 12. 24 人能A第4号  
高等長官, 地方, 家庭所長,  
最高事務総局局課長, 3研修  
所長, 最高図書館長あて事務  
総長通達

改正 平3人能A第3号, 平3人能A第4号, 平6人能A第16号,  
平6人能A第32号, 平12人能A第3号, 平13人能A第7号,  
平16人能A第7号, 平16人能A第10号, 平22人能A第001907号,  
令元人能第717号, 令2人能第1158号

裁判官以外の裁判所職員（最高裁判所事務総長及び非常勤の裁判所職員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）を除く。以下「職員」という。）が国の用務以外の目的で外国に渡航する場合の取扱いについて、下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

- 1 職員は、国の用務以外の目的で外国に渡航しようとする場合には、あらかじめ、別紙様式による海外渡航承認申請書を、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に提出し、その承認を受けなければならない。
  - (1) 最高裁判所（司法研修所、裁判所職員総合研修所及び最高裁判所図書館を含む。以下同じ。）に勤務する職員 最高裁判所事務総長
  - (2) 最高裁判所に勤務する職員以外の職員 その職員が所属する裁判所の長（簡

易裁判所又は検察審査会に勤務する職員にあってはその所在地を管轄する地方裁判所の長、裁判所職員総合研修所の裁判所書記官養成課程又は家庭裁判所調査官養成課程のために同研修所に入所している職員（高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所において実務修習中の職員を除く。）にあっては裁判所職員総合研修所長。以下「所属庁の長」という。）

2 最高裁判所事務総長又は所属庁の長は、申請に係る渡航が次に定める基準のいずれにも該当する場合には、その渡航を承認する。

(1) 業務に支障がないこと。

(2) 病気休暇又は裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）において準用する国家公務員法第79条各号の規定による休職の期間中の渡航でないこととその他の服務上の問題がある渡航でないこと。

(3) 本邦と外交関係のある国又はこれに準ずる地域への渡航であること。

3(1) 最高裁判所事務総長は、申請に係る渡航が2に定める基準のいずれかに該当しない場合においても、渡航の目的その他の事情を考慮して相当と認めるときは、渡航を承認することができる。

(2) 所属庁の長は、申請に係る渡航が2に定める基準のいずれかに該当しない場合において、渡航を承認しようとするときは、最高裁判所事務総局人事局長に協議しなければならない。

4 最高裁判所事務総長又は所属庁の長は、渡航の承認をした場合には、当該職員に対し、その旨を適宜の方法により告知する。

#### 付 記

1 この通達は、昭和61年1月1日から実施する。

2 昭和54年3月5日付け最高裁人能A第1号事務総長通達「裁判官以外の裁判所職員が国の用務以外の目的で外国に渡航する場合の取扱いについて」（以下「旧通達」という。）は、昭和60年12月31日限り、廃止する。

3 この通達の実施の際、現に旧通達の定めにより渡航の承認を申請している者に

対しては、従前の例により承認することができる。

付 記（平3. 7. 1人能A第3号）

この通達は、平成3年7月1日から実施する。

付 記（平3. 8. 21人能A第4号）

この通達は、平成3年9月1日から実施する。

付 記（平6. 8. 26人能A第16号）

この通達は、平成6年9月1日から実施する。

付 記（平6. 12. 27人能A第32号）

この通達は、平成7年1月1日から実施する。

付 記（平12. 1. 20人能A第3号）

この通達は、平成12年4月1日から実施する。

付 記（平13. 3. 7人能A第7号）

この通達は、平成13年4月1日から実施する。

付 記（平16. 4. 1人能A第7号）

この通達は、平成16年4月1日から実施する。

付 記（平16. 6. 16人能A第10号）

この通達は、平成16年7月1日から実施する。

付 記（平22. 7. 1人能A第001907号）

この通達は、平成22年4月1日から適用する。

付 記（令元. 7. 8人能第717号）

この通達は、令和元年7月8日から実施する。

付 記（令2. 11. 24人能第1158号）

この通達は、令和2年12月1日から実施する。

(別紙様式)

## 海外渡航承認申請書

年 月 日

殿

(所属庁)

(官職)

(氏名)

下記のとおり外国に渡航したいので、承認してください。

記

1 渡航先

2 目的

3 期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間

4 休暇 年次休暇 日使用 ( 月 日現在残年次休暇 日)  
(渡航終了時年次休暇残日数 日)

特別休暇 日使用 ( 休暇)

5 日程

6 渡航中

の連絡先

7 経費 ア 自費 (家族による負担を含む。)

イ その他 ( )